

## 令和7年度「宮古地域農地海岸清掃」への参加協力について(依頼)

日頃より、沖縄県宮古農林水産振興センターの事業に、ご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

農地海岸は、食料・農産物の安定供給に寄与する海岸であり、その中で砂浜のある海岸は、親水の場としてもよく利用され、特に宮古島では、「美しい自然の砂浜、宮古島」として、大勢の観光客を呼び込む貴重な観光資源となっています。

しかし、残念なことにたくさんの漂着ゴミが見受けられます。漂着ゴミは海岸の美観を損なうだけでなく、水域等を汚染し、また海岸利用者や構造物にも損害を与えうるものであり、その適正な処理や発生の防止が強く望まれます。

つきましては、「美ぎ島・宮古」実現の一環として、令和7年度のモデル清掃活動として、下記のとおり宮古地域農地海岸清掃を実施します。

なにとぞ本趣旨をご理解いただき、近隣にお住まいの方々、当海岸をご利用の方々をはじめとして、大勢の方にご参加頂けますよう、お願い申し上げます。

尚、活動参加の証明書(ボランティア証明書)が必要な方は、後日発行しますので、当日開催前に集合場所で受付を行っていただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. キャッチフレーズ:「浜辺のクリーンアップ大作戦！」

2. 日 時:令和 8年 3月 5日(木) (悪天候により中止することがあります※)

13:30	受付開始
14:15	開会式(集まり次第開始)
14:30	作業開始
16:40	閉会式(作業の進捗状況によっては前倒しする)

※ 中止の場合は前日までにホームページにて周知する

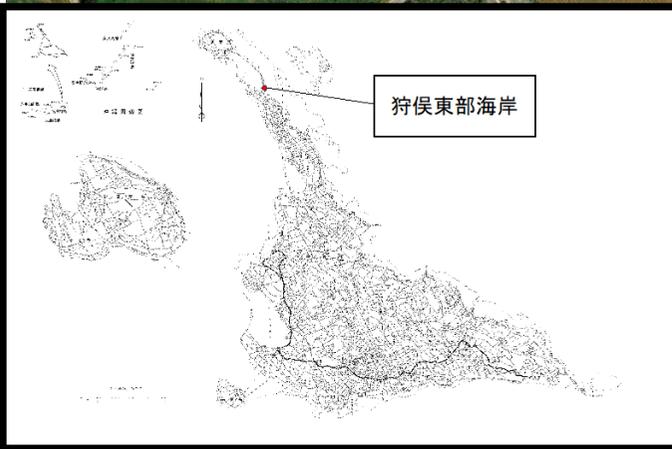
3. 場 所:狩俣東部海岸(位置図参照)

4. 主 催:沖縄県(宮古農林水産振興センター 農林水産整備課)

農地海岸 : 背後(陸側)の農地・農村施設を津波・高潮・波浪・浸食などから保護するために設定された区域の海岸であり、農地・農業活動・農村地域を災害から保護することで、食料・農産物の安定供給に寄与する。

海岸漂着物  
対策の実施  
について : 海岸漂着物処理推進法の第7条で、海岸漂着物の処理等について国民の積極的な取組が促進されるよう、国民の意識高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担と相互連携が呼びかけられています。

# 令和7年度 宮古地域農地海岸清掃 位置図



## 留意点

海岸へのアクセス路は、緊急車両の出入りの妨げになるので、清掃当日の駐車は控えて下さい。  
お車は、近隣の農道に、通行を妨げない形で駐車願います。  
駐車位置から海岸までは、事故等にご注意の上、徒歩でお越しください。  
特に池間大浦線の横断時は車等の往来にご注意願います。  
海岸にはトイレはありませんので、事前にお済ませの上、ご協力をお願いします。